

## 育児休業推進行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 平成 28 年 8 月 1 日～平成 32 年 7 月 31 日までの 4 年間
2. 内容

目標 1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

### ＜対策＞

- 平成 28 年 8 月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成 28 年 9 月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標 2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

### ＜対策＞

- 平成 28 年 9 月～ 管理職へのアンケート調査による実態把握
- 平成 28 年 10 月～ 研修内容の検討
- 平成 29 年度～ 研修の実施